



金 沢 市 公 報

号外第28号

平成30年(2018年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	23
●条 例		○金沢市建築基準条例等の一部を改正する条例 (建築指導課)	24
○谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例 (企画調整課)	1	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	24
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する 条例 (市民協働推進課)	5	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例 (企業総務課)	27
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例 (人 事 課)	5	○金沢市長土堀交流館条例を廃止する条例 (生涯学習課)	27
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例 (")	7		
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦 課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正 する条例 (税 務 課)	22		

条 例

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第54号

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、建築文化の魅力を広く市民や国内外の人々に発信し、後代に継承する拠点とすることにより、本市の文化の振興に資するため、建築館を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例において「建築文化」とは、金沢の気候や風土によって育まれた藩政期や近現代の建築物及びそれらが形成する個性豊かなまちなみ並びにそこから醸し出される人々の生活や気質が織りなす文化をいう。

(名称及び位置)

第3条 建築館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館

(2) 位置 金沢市寺町5丁目1番18号

(事業)

第4条 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館(以下「建築館」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 建築文化に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。

(2) 建築文化に関する講座等の開催に関すること。

(3) 建築文化に関する調査研究及び国内外の関係機関との交流に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 建築館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第6条 建築館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 建築館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

(観覧料金)

第8条 建築館の展示資料を観覧しようとする者は、第21条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第9条 観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 特別展示をする場合で、前項の観覧料金の額により難しいときは、2,000円を超えない範囲内で指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする。

3 観覧料金は、観覧の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、観覧料金の全部又は一部を後納させることができる。

(特別観覧の承認)

第10条 建築館に保管され、又は展示されている資料について、撮影、模写その他規則で定める行為（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の特別観覧の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の特別観覧の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(特別観覧の承認の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧を承認しないものとする。

(1) 建築館の建物、設備、資料等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。

(2) 特別観覧により、他の利用に妨げがあると認められるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他市長が特別観覧を不適當であると認めるとき。

(特別観覧の承認の取消し等)

第12条 市長は、第10条の規定により特別観覧の承認を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧の承認を取り消し、当該特別観覧を停止し、又は当該特別観覧の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 特別観覧の申請に偽りがあったとき。

(特別観覧料金)

第13条 特別観覧者は、指定管理者に対し、その特別観覧に係る利用料金（以下「特別観覧料金」という。）を支払わなければならない。

2 特別観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 特別観覧料金の額は、1点1回につき4,110円を超えない範囲内で規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 特別観覧料金は、特別観覧の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、特別観覧料金の全部又は一部を後納させることができる。

(観覧料金等の減免)

第14条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、観覧料金及び特別観覧料金（以下「観覧料金等」という。）を減免することができる。

(観覧料金等の還付)

第15条 既納の観覧料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の観覧料金等の全部又は一部を還付することができる。

(特別観覧上の注意及び義務)

第16条 特別観覧者は、特別観覧の承認の条件に基づく注意及び義務を怠ってはならない。

(損害の賠償)

第17条 建築館を利用する者は、建築館の建物、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(本市の免責)

第18条 本市は、この条例の規定に基づく処分によって、特別観覧者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第19条 建築館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第4条に定める事業（購入その他の取得による資料の収集に関するものを除く。）の実施に関すること。

- (2) 特別観覧の承認に関すること。
- (3) 建築館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他建築館の管理上市長が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第21条 指定管理者は、建築文化に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて建築館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査の上、建築館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第22条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、建築館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 建築館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(16) 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館

第4条中「及び鈴木大拙館条例（平成23年条例第1号）第7条」を「、鈴木大拙館条例（平成23年条例第1号）第7条及び谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例（平成30年条例第54号）第8条第1項」に改める。

別表（第9条関係）

区	分	金 額	備 考
観覧料	団 体	1人につき 250円 (高齢者にあつては、200円)	団体とは代表者又は責任者を有する20人以上の集まりを、高齢者とは65歳以上の

金	個人	高 齢 者	200円	者をいう。
		高齢者以外の者	300円	
<p>摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。</p>				

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第55号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

（金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「東御影町」の次に「、観音町1丁目、観音町2丁目」を加える。

（金沢市消防団条例の一部改正）

第2条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「東御影町」を「東御影町 観音町1丁目 観音町2丁目」に改める。

（金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部改正）

第3条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表ひがし茶屋休憩館の項を次のように改める。

ひがし茶屋休憩館	金沢市観音町1丁目3番8号
----------	---------------

（金沢市定住の促進に関する条例の一部改正）

第4条 金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「東山3丁目」を「東山3丁目 観音町1丁目 観音町2丁目 観音町3丁目（1番から4番までに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第56号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

（金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

（金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

（金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

（金沢市監査委員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第9条 金沢市監査委員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

（金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「308,300円」を「308,800円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手当及び期末手当の内払とみなす。

職員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第57号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「308,300円」を「308,800円」に改め、同項第2号中「50,700円」を「50,800円」に改める。

第19条第1項中「8,850円」を「9,150円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第22条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,400	194,500	230,600	263,600	289,600	320,000	363,800	409,100	459,500
	2	145,500	196,300	232,200	265,500	291,800	322,200	366,400	411,500	462,600
	3	146,800	198,100	233,700	267,300	294,100	324,500	368,800	414,000	465,600
	4	147,900	199,900	235,300	269,400	296,200	326,700	371,400	416,400	468,600
	5	149,000	201,400	236,700	271,100	298,100	328,900	373,300	418,300	471,600
	6	150,100	203,200	238,400	273,100	300,400	330,900	375,800	420,600	474,600
	7	151,200	205,000	239,900	275,000	302,700	333,100	378,100	422,700	477,600
	8	152,300	206,800	241,500	277,100	304,900	335,300	380,600	424,900	480,800
	9	153,400	208,400	242,700	279,100	306,800	337,200	383,000	426,900	483,500
	10	154,800	210,200	244,200	281,100	309,100	339,400	385,700	429,000	486,600
	11	156,100	212,000	245,800	283,200	311,300	341,400	388,300	431,100	489,600
	12	157,400	213,800	247,200	285,200	313,700	343,600	391,000	433,200	492,700
	13	158,700	215,200	248,700	287,200	315,800	345,400	393,400	434,900	495,400
	14	160,200	217,000	250,200	289,300	317,900	347,400	395,700	436,700	497,700
	15	161,700	218,700	251,500	291,300	320,100	349,400	398,000	438,800	500,000
	16	163,300	220,500	252,900	293,300	322,200	351,400	400,400	440,800	502,300
	17	164,600	222,200	254,400	295,100	324,100	353,100	402,200	442,700	504,400
	18	166,100	223,900	256,000	297,100	326,100	355,200	404,200	444,500	505,800
	19	167,600	225,500	257,700	299,200	328,100	357,000	406,100	446,300	507,300
	20	169,100	227,100	259,500	301,200	330,100	358,900	407,900	448,000	508,700
	21	170,500	228,500	261,100	303,100	331,800	360,800	409,800	449,800	509,900
	22	173,200	230,300	262,900	305,200	333,900	362,700	411,600	451,300	511,300
	23	175,800	231,900	264,600	307,200	335,900	364,700	413,400	452,700	512,800
	24	178,400	233,500	266,300	309,300	338,000	366,600	415,300	454,200	514,300
	25	181,100	234,600	268,200	311,000	339,400	368,600	417,100	455,600	515,400
	26	182,800	236,100	270,100	313,100	341,300	370,500	418,600	456,900	516,500
	27	184,400	237,500	272,000	315,200	343,200	372,500	420,100	458,200	517,700
	28	186,100	238,800	273,800	317,200	345,100	374,500	421,700	459,400	518,900

金 沢 市 公 報

	29	187,600	240,100	275,500	318,900	346,700	376,000	423,300	460,400	519,900
	30	189,400	241,300	277,400	320,900	348,600	377,800	424,600	461,100	520,800
	31	191,200	242,300	279,300	323,000	350,500	379,600	425,900	461,900	521,700
	32	192,900	243,500	281,000	325,100	352,300	381,200	427,100	462,600	522,700
	33	194,500	244,800	282,500	326,300	354,200	383,000	428,300	463,300	523,500
	34	195,900	245,900	284,400	328,300	356,100	384,400	429,600	464,100	524,400
	35	197,400	247,100	286,200	330,200	357,900	385,900	430,900	464,800	525,100
	36	198,900	248,400	288,100	332,300	359,600	387,500	432,100	465,400	525,600
	37	200,200	249,300	289,700	334,200	361,000	388,900	433,300	465,900	526,300
	38	201,500	250,700	291,400	336,100	362,300	390,100	434,100	466,500	526,900
	39	202,700	252,100	293,200	338,100	363,700	391,300	434,900	467,100	527,700
	40	204,000	253,500	295,000	340,000	365,100	392,400	435,700	467,700	528,300
	41	205,300	254,900	296,500	341,900	366,400	393,500	436,300	468,200	528,800
	42	206,600	256,300	298,200	343,800	367,300	394,700	437,000	468,700	
	43	207,900	257,700	299,700	345,600	368,400	395,900	437,700	469,100	
	44	209,200	259,000	301,300	347,500	369,500	397,100	438,400	469,400	
	45	210,300	260,200	302,900	349,000	370,300	397,800	439,300	469,700	
	46	211,600	261,500	304,600	350,400	371,200	398,500	440,100		
	47	212,900	262,900	306,200	351,900	372,100	399,200	440,500		
	48	214,200	264,200	307,900	353,400	373,000	399,900	441,200		
	49	215,300	265,300	308,800	355,100	373,900	400,500	441,700		
	50	216,400	266,400	310,300	355,900	374,700	401,100	442,100		
	51	217,400	267,700	311,800	357,100	375,500	401,600	442,500		
	52	218,500	269,000	313,500	358,100	376,300	402,000	442,900		
	53	219,600	270,000	315,100	359,000	377,000	402,400	443,300		
	54	220,600	271,100	316,700	360,100	377,700	402,700	443,700		
	55	221,500	272,500	318,300	361,000	378,400	403,000	444,100		
	56	222,500	273,800	319,800	362,100	379,100	403,300	444,400		
	57	222,900	274,700	321,300	363,000	379,600	403,600	444,700		
	58	223,800	275,700	322,500	363,700	380,200	403,900	445,100		
	59	224,600	276,600	323,700	364,400	380,800	404,200	445,400		
	60	225,400	277,700	324,900	365,100	381,500	404,500	445,700		
再任	61	226,100	278,800	325,600	365,500	381,900	404,800	446,000		
用職	62	227,100	279,800	326,500	366,100	382,600	405,100			
員以	63	227,900	280,700	327,300	366,800	383,200	405,400			
外の	64	228,800	281,700	328,100	367,500	383,800	405,700			
職員	65	229,500	282,200	329,000	367,800	384,200	406,000			
	66	230,400	283,100	329,400	368,500	384,800	406,300			
	67	231,300	283,800	330,100	369,200	385,400	406,600			
	68	232,300	284,700	330,900	369,900	386,000	406,900			
	69	233,000	285,700	331,700	370,200	386,400	407,100			
	70	233,700	286,500	332,400	370,800	386,900	407,400			
	71	234,300	287,300	333,100	371,500	387,400	407,700			
	72	235,100	288,100	333,800	372,100	388,000	408,000			
	73	235,900	288,900	334,300	372,400	388,300	408,200			
	74	236,600	289,400	334,900	373,000	388,700	408,500			
	75	237,300	289,800	335,400	373,700	389,100	408,800			
	76	237,900	290,300	336,000	374,300	389,500	409,000			
	77	238,600	290,500	336,300	374,700	389,800	409,200			

78	239,400	290,800	336,800	375,200	390,100	409,500
79	240,200	291,000	337,200	375,800	390,400	409,800
80	240,900	291,400	337,700	376,300	390,700	410,000
81	241,400	291,600	338,100	376,800	390,900	410,200
82	242,100	291,800	338,600	377,400	391,200	410,500
83	242,800	292,200	339,100	377,900	391,500	410,800
84	243,500	292,500	339,600	378,200	391,700	411,000
85	244,100	292,800	339,900	378,600	391,900	411,200
86	244,800	293,100	340,300	379,100	392,200	
87	245,500	293,400	340,800	379,500	392,500	
88	246,200	293,800	341,200	379,900	392,700	
89	246,700	294,100	341,500	380,300	392,900	
90	247,200	294,500	341,900	380,800	393,200	
91	247,500	294,800	342,400	381,200	393,500	
92	247,900	295,200	342,800	381,600	393,700	
93	248,200	295,400	343,000	381,900	393,900	
94		295,600	343,400			
95		295,900	343,900			
96		296,300	344,300			
97		296,500	344,500			
98		296,800	344,900			
99		297,200	345,300			
100		297,600	345,600			
101		297,800	345,900			
102		298,100	346,300			
103		298,500	346,700			
104		298,800	347,100			
105		299,000	347,600			
106		299,300	348,000			
107		299,700	348,400			
108		300,000	348,800			
109		300,200	349,300			
110		300,600	349,700			
111		301,000	350,000			
112		301,300	350,300			
113		301,500	350,800			
114		301,700				
115		302,000				
116		302,400				
117		302,600				
118		302,800				
119		303,100				
120		303,400				
121		303,800				
122		304,000				
123		304,300				
124		304,600				
125		304,900				

再任用職員	188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 4 条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,300	202,800	263,000	331,000	417,900
	2	159,800	204,500	265,500	333,200	419,700
	3	161,300	206,100	267,800	335,500	421,500
	4	162,800	207,800	270,100	337,600	423,200
	5	164,500	209,600	272,700	339,800	424,700
	6	166,400	211,200	275,100	342,000	426,200
	7	168,200	212,900	277,300	344,300	428,100
	8	170,000	214,500	279,500	346,600	430,000
	9	171,800	216,300	281,700	348,300	431,800
	10	173,900	218,200	284,000	350,400	433,600
	11	175,900	220,100	286,400	352,500	435,500
	12	177,900	222,000	288,600	354,600	437,300
	13	179,900	223,500	291,000	356,800	439,100
	14	182,100	225,500	293,100	358,800	441,000
	15	184,300	227,500	295,000	360,800	442,800
	16	186,500	229,500	297,000	362,800	444,700
	17	188,900	231,400	299,100	364,400	446,400
	18	191,500	234,100	301,600	366,300	448,200
	19	194,000	236,800	304,100	368,100	450,000
	20	196,500	239,500	306,800	370,100	451,800
	21	199,000	242,100	309,000	371,700	453,400
	22	200,700	244,900	311,600	373,600	455,100
	23	202,400	247,500	314,000	375,400	457,000
	24	204,100	250,200	316,700	377,300	458,700
	25	205,600	252,700	319,300	378,600	460,400
	26	207,100	255,200	321,600	380,400	462,000
	27	208,800	257,700	324,000	382,200	463,600
	28	210,400	260,000	326,200	384,100	465,100
	29	211,900	262,600	328,400	385,900	466,600
	30	213,600	265,000	330,400	387,800	467,900
	31	215,300	267,200	332,600	389,700	469,200
	32	217,000	269,400	334,800	391,700	470,500
	33	218,500	271,600	336,600	393,400	471,700
	34	220,300	273,800	338,700	395,100	472,400
	35	222,100	276,000	340,800	396,700	473,100
	36	223,900	278,000	342,800	398,600	473,800
	37	225,400	280,300	344,900	399,800	474,400
	38	227,200	282,300	347,000	401,300	
	39	229,000	284,200	349,200	402,700	
	40	230,900	286,200	351,300	404,100	
	41	232,600	288,000	353,200	405,800	

	42	234,300	290,400	355,400	407,200
	43	235,900	292,700	357,300	408,500
	44	237,500	295,200	359,400	410,000
	45	238,900	297,200	361,200	411,600
	46	240,300	299,700	363,200	412,900
	47	241,600	302,000	365,100	414,400
	48	242,800	304,700	367,100	416,000
	49	244,200	307,100	368,700	417,700
	50	245,700	309,500	370,500	419,100
	51	246,900	312,000	372,400	420,700
	52	248,400	314,400	374,400	422,200
	53	249,600	316,600	376,200	423,900
	54	250,800	318,800	378,000	425,400
	55	252,200	320,900	379,800	427,000
	56	253,300	323,100	381,500	428,600
	57	254,600	325,000	383,000	430,100
	58	255,700	327,100	384,600	431,600
	59	256,800	329,200	386,300	432,800
	60	258,000	331,200	388,000	434,000
	61	259,300	333,300	389,200	435,200
	62	260,400	335,400	390,600	436,500
	63	261,800	337,600	392,000	437,800
	64	262,900	339,800	393,300	439,100
	65	264,200	341,500	394,700	440,300
	66	265,700	343,700	395,900	441,500
	67	267,200	345,700	397,400	442,700
	68	268,900	347,900	398,800	443,900
	69	270,300	349,700	400,100	445,100
	70	271,800	351,600	401,400	446,300
	71	273,200	353,600	402,800	447,500
	72	274,600	355,700	404,100	448,700
	73	275,700	357,300	405,400	449,800
	74	277,100	359,200	406,800	450,400
	75	278,500	361,000	408,200	450,900
	76	279,700	362,900	409,500	451,400
再任 用職 員以 外の 職員	77	280,900	364,700	410,700	451,900
	78	282,100	366,400	411,900	
	79	283,300	368,100	413,200	
	80	284,500	369,700	414,600	
	81	285,600	371,200	415,900	
	82	286,800	372,700	417,100	
	83	288,000	374,200	418,100	
	84	289,200	375,600	419,300	
	85	290,200	376,700	420,500	
	86	291,300	378,100	421,700	
	87	292,300	379,500	422,900	
	88	293,500	380,800	423,900	
	89	294,600	382,100	425,000	
	90	295,700	383,400	426,000	
	91	296,900	384,600	427,000	
	92	298,100	385,900	428,000	
	93	298,600	387,200	428,900	

94	299,600	388,300	429,700
95	300,700	389,600	430,500
96	301,900	390,800	431,300
97	302,900	392,200	432,100
98	304,000	393,200	432,500
99	305,000	394,300	432,900
100	306,100	395,300	433,300
101	307,000	396,200	433,700
102	308,100	397,300	434,000
103	309,200	398,400	434,300
104	310,200	399,500	434,600
105	310,800	400,200	434,900
106	311,700	401,100	435,200
107	312,500	402,000	435,500
108	313,400	402,900	435,700
109	314,300	403,700	435,900
110	314,700	404,600	436,200
111	315,100	405,400	436,500
112	315,600	406,200	436,700
113	316,200	406,800	436,900
114	316,600	407,500	437,200
115	317,100	408,200	437,500
116	317,600	408,900	437,700
117	318,200	409,500	437,900
118	318,700	410,000	
119	319,100	410,400	
120	319,600	410,800	
121	320,100	411,200	
122	320,500	411,500	
123	321,000	411,800	
124	321,500	412,000	
125	322,100	412,200	
126	322,400	412,500	
127	322,700	412,800	
128	323,000	413,000	
129	323,200	413,200	
130	323,500	413,500	
131	323,800	413,800	
132	324,100	414,000	
133	324,300	414,200	
134	324,500	414,500	
135	324,700	414,800	
136	325,000	415,000	
137	325,300	415,200	
138	325,500	415,500	
139	325,800	415,800	
140	326,100	416,000	
141	326,300	416,200	
142	326,500	416,500	
143	326,800	416,800	
144	327,000	417,000	
145	327,300	417,200	

	146	327,500				
	147	327,800				
	148	328,100				
	149	328,300				
	150	328,500				
	151	328,800				
	152	329,100				
	153	329,300				
再任用職員		234,600	275,000	303,700	331,900	416,200

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	248,500	333,900	398,900	472,800
	2	251,000	336,900	401,800	475,100
	3	253,500	339,800	404,700	477,300
	4	256,000	342,800	407,500	479,600
	5	258,200	345,500	410,100	481,900
	6	262,000	348,800	412,800	484,100
	7	265,800	351,900	415,600	486,300
	8	269,600	355,100	418,300	488,500
	9	273,300	357,900	420,500	490,500
	10	277,300	360,800	423,200	492,600
	11	281,300	363,900	425,800	494,700
	12	285,300	367,100	428,500	496,800
	13	289,100	370,000	430,900	498,900
	14	293,100	373,600	433,400	501,000
	15	297,000	376,800	435,800	503,100
	16	300,900	380,500	438,300	505,200
	17	304,600	384,100	440,400	507,300
	18	308,200	386,800	442,800	509,300
	19	311,700	389,600	445,100	511,300
	20	315,400	392,300	447,500	513,300
	21	319,000	395,100	449,000	515,100
	22	322,700	397,800	451,400	516,900
	23	326,200	400,400	453,700	518,800
	24	329,700	402,800	456,000	520,700
	25	333,200	404,800	458,000	522,500
	26	336,000	407,100	460,300	524,300
	27	338,600	409,300	462,500	526,100
	28	341,200	411,600	464,800	527,900

	29	344,000	413,900	466,900	529,500
	30	346,100	416,000	469,200	531,300
	31	348,300	418,000	471,500	533,100
	32	350,700	420,100	473,700	534,900
	33	352,900	422,000	475,700	536,500
	34	355,400	423,800	477,800	538,300
	35	357,600	425,600	479,900	540,000
	36	360,100	427,600	482,100	541,800
	37	362,300	429,500	484,200	543,400
	38	364,700	431,500	486,000	545,000
	39	367,100	433,400	487,800	546,500
	40	369,300	435,400	489,600	548,100
	41	371,600	437,200	491,300	549,600
	42	373,000	439,100	493,100	551,000
	43	374,500	440,800	494,900	552,400
	44	375,900	442,600	496,700	553,700
	45	377,100	444,400	498,300	554,900
	46	378,500	446,200	500,000	555,900
	47	380,000	448,000	501,800	556,900
	48	381,500	449,700	503,600	557,900
再任 用職 員以 外の 職員	49	382,600	451,500	505,200	558,900
	50	383,600	453,200	506,500	559,800
	51	384,600	455,000	507,800	560,700
	52	385,400	456,800	509,100	561,600
	53	386,300	458,700	510,100	562,400
	54	387,200	459,900	511,400	563,300
	55	387,900	461,100	512,700	564,200
	56	388,800	462,300	514,000	565,100
	57	389,500	463,500	515,000	566,000
	58	390,400	464,500	515,800	567,000
	59	391,200	465,500	516,600	567,900
	60	392,000	466,500	517,400	568,600
	61	392,500	467,300	518,300	569,500
	62	393,000	468,000	519,100	570,400
	63	393,400	468,700	520,000	571,300
	64	393,900	469,400	520,800	572,200
	65	394,200	470,100	521,700	573,100
	66		470,800	522,700	
	67		471,500	523,400	
	68		472,100	524,300	
	69		472,400	525,200	
	70		473,100	526,000	
	71		473,800	526,900	
	72		474,500	527,800	
	73		474,900	528,600	
	74		475,500	529,500	
	75		476,200	530,400	
	76		476,900	531,100	
	77		477,300	531,900	
	78		477,900	532,800	
	79		478,500	533,700	
	80		479,000	534,600	

金 沢 市 公 報

	81		479,600	535,400	
	82		480,100	536,300	
	83		480,700	537,200	
	84		481,200	538,100	
	85		481,600	538,900	
	86		482,200	539,800	
	87		482,600	540,700	
	88		483,100	541,600	
	89		483,600	542,400	
	90		484,200		
	91		484,800		
	92		485,200		
	93		485,700		
	94		486,300		
	95		486,900		
	96		487,500		
	97		488,000		
再任用職員		296,900	339,400	393,900	467,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	149,400	187,300	222,600	248,700	280,600	327,800	372,000	438,200
	2	150,800	189,000	224,200	249,900	282,600	329,800	374,700	440,900
	3	152,200	190,600	225,800	251,100	284,800	332,000	377,300	443,400
	4	153,600	192,200	227,400	252,500	286,900	334,200	380,000	446,000
	5	154,800	193,700	228,800	253,700	289,000	336,000	382,400	448,400
	6	156,600	195,200	230,500	254,900	291,100	338,200	385,100	450,900
	7	158,300	196,800	232,000	256,100	293,200	340,200	387,700	453,400
	8	160,000	198,300	233,600	257,200	295,300	342,400	390,400	455,900
	9	161,700	199,900	234,700	258,500	297,300	344,200	392,500	458,300
	10	163,400	201,600	236,200	259,500	299,500	346,300	394,800	460,700
	11	165,100	203,200	237,600	260,500	301,600	348,400	397,100	463,300
	12	166,900	204,900	238,800	261,500	303,800	350,500	399,300	465,700
	13	168,400	206,300	240,400	262,800	305,800	352,000	401,400	468,200
	14	170,300	207,900	241,800	264,100	307,700	354,000	403,400	469,700
	15	172,300	209,500	243,000	265,700	309,800	356,000	405,400	471,000
	16	174,200	211,100	244,400	267,100	311,800	358,000	407,500	472,300
	17	176,100	212,500	245,300	268,600	313,900	359,800	409,300	473,500
	18	178,000	214,100	246,500	270,400	315,900	361,800	411,300	474,800
	19	179,800	215,800	247,700	272,300	318,000	363,800	413,200	476,100
	20	181,700	217,500	248,900	274,100	320,100	365,800	415,300	477,400
	21	183,600	218,800	250,300	275,900	321,900	367,600	417,100	478,600
	22	185,100	220,300	251,300	277,700	323,900	369,600	418,700	480,000
	23	186,600	221,700	252,300	279,500	325,700	371,700	420,300	481,500
	24	188,200	223,200	253,400	281,200	327,700	373,800	421,800	482,700
	25	189,800	224,600	254,600	283,000	329,400	375,200	423,300	484,100
	26	191,100	226,000	255,900	284,900	331,300	377,000	424,600	485,400

	27	192,600	227,300	257,300	286,800	333,300	378,800	425,900	486,800
	28	194,000	228,600	258,800	288,600	335,300	380,500	427,200	488,200
	29	195,500	230,000	260,200	290,300	336,600	382,300	428,500	489,600
	30	196,700	231,400	261,900	292,100	338,400	383,800	429,700	490,700
	31	198,000	232,900	263,600	293,900	340,100	385,400	430,900	491,800
	32	199,300	234,300	265,200	295,800	341,900	387,100	432,000	492,900
	33	200,700	235,400	266,600	297,500	343,600	388,400	433,200	494,000
	34	202,100	236,700	268,400	299,200	345,400	389,700	434,400	494,900
	35	203,400	237,700	270,100	301,000	347,300	391,000	435,600	495,800
	36	204,800	239,000	271,900	302,800	349,100	392,200	436,800	496,700
	37	205,900	240,400	273,400	304,100	350,900	393,300	438,100	497,700
	38	207,200	241,700	275,100	305,800	352,600	394,500	439,000	
	39	208,500	242,800	276,800	307,300	354,200	395,600	439,400	
	40	209,800	244,100	278,400	308,900	356,000	396,700	440,100	
	41	210,900	245,400	279,900	310,600	357,200	397,600	440,600	
	42	212,100	246,500	281,500	312,300	358,300	398,400	441,000	
	43	213,300	247,700	283,200	314,000	359,500	399,200	441,400	
	44	214,500	248,800	284,900	315,700	360,700	400,000	441,800	
	45	215,700	249,900	286,400	316,600	361,900	400,400	442,200	
	46	216,800	251,300	288,100	318,000	362,700	401,000	442,600	
	47	217,800	252,800	289,800	319,500	363,900	401,500	443,000	
	48	218,900	254,100	291,400	321,100	365,000	401,900	443,300	
	49	219,900	255,700	292,600	322,500	366,000	402,300	443,600	
	50	220,900	257,100	294,200	323,800	367,000	402,600	444,000	
	51	221,800	258,500	295,500	325,000	368,000	402,900	444,300	
	52	222,800	259,800	297,100	326,300	369,000	403,200	444,600	
	53	223,200	260,900	298,400	327,400	369,800	403,500	444,900	
	54	224,100	262,300	299,900	328,400	370,600	403,800		
	55	224,800	263,700	301,300	329,500	371,500	404,100		
	56	225,700	265,000	302,800	330,500	372,400	404,400		
再任 用職 員以 外の 職員	57	226,400	265,800	303,800	331,000	372,900	404,700		
	58	227,300	267,100	305,000	331,900	373,700	405,000		
	59	228,000	268,400	306,200	332,700	374,500	405,300		
	60	228,800	269,700	307,600	333,600	375,300	405,700		
	61	229,800	270,600	308,900	334,400	375,700	405,900		
	62	230,600	271,900	310,100	334,700	376,400	406,200		
	63	231,500	273,200	311,400	335,300	377,100	406,500		
	64	232,500	274,500	312,600	336,000	377,800	406,800		
	65	233,100	275,300	314,100	336,600	378,200	407,000		
	66	233,900	276,400	314,900	337,300	378,800			
	67	234,700	277,300	315,700	338,000	379,500			
	68	235,500	278,400	316,500	338,700	380,100			
	69	236,200	279,400	317,100	339,400	380,500			
	70	236,900	280,400	317,800	339,900	381,000			
	71	237,600	281,500	318,500	340,500	381,500			
	72	238,200	282,600	319,100	341,100	382,000			
	73	238,900	283,200	319,800	341,400	382,600			
	74	239,700	283,900	320,000	342,000	383,100			
	75	240,500	284,400	320,600	342,500	383,700			
	76	241,200	285,200	321,200	343,100	384,300			
	77	241,600	286,000	321,800	343,600	384,800			
	78	242,200	286,600	322,300	344,100	385,300			

	79	242,800	287,200	322,800	344,600	385,800			
	80	243,400	287,800	323,300	345,000	386,300			
	81	243,700	288,500	323,900	345,300	386,600			
	82	244,100	289,000	324,400	345,600	387,100			
	83	244,500	289,400	324,800	346,000	387,500			
	84	244,800	289,800	325,300	346,300	387,900			
	85	245,100	290,000	325,800	346,800	388,300			
	86		290,200	326,200	347,100				
	87		290,400	326,400	347,400				
	88		290,600	326,800	347,700				
	89		291,000	327,200	348,100				
	90		291,200	327,600	348,400				
	91		291,400	328,000	348,800				
	92		291,600	328,400	349,100				
	93		292,000	328,700	349,500				
	94		292,200	328,900	349,800				
	95		292,400	329,300	350,100				
	96		292,700	329,600	350,400				
	97		293,100	329,800	350,700				
	98		293,400	330,100	351,100				
	99		293,600	330,400	351,500				
	100		293,900	330,700	351,900				
	101		294,200	330,900	352,400				
	102		294,400	331,200	352,800				
	103		294,600	331,600	353,200				
	104		294,900	331,800	353,600				
	105		295,200	332,000	354,100				
	106			332,200					
	107			332,600					
	108			332,800					
	109			333,000					
	110			333,400					
	111			333,800					
	112			334,200					
	113			334,400					
再任用職員		189,200	215,800	244,100	257,500	282,800	323,600	365,900	427,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,400	191,000	239,100	261,700	286,600	330,900	375,000
	2	164,800	193,100	240,900	262,700	288,400	333,000	377,600
	3	166,300	195,200	242,700	263,600	290,200	335,000	380,300
	4	167,700	197,200	244,500	264,700	292,100	337,200	382,900
	5	169,200	199,300	245,900	265,300	293,800	339,200	385,100
	6	170,700	201,600	247,200	266,300	295,600	341,300	387,500
	7	172,200	203,900	248,300	267,100	297,500	343,400	389,800
	8	173,700	206,200	249,600	268,100	299,300	345,500	392,100

9	175,000	208,600	250,600	269,200	301,200	347,000	394,100
10	176,700	210,000	251,700	270,000	303,100	349,000	396,200
11	178,300	211,400	252,600	271,100	304,900	350,900	398,500
12	179,800	212,600	253,500	272,400	306,800	352,900	400,800
13	181,300	214,000	254,700	273,700	308,300	354,800	402,700
14	183,300	215,400	255,800	274,900	309,900	357,000	404,700
15	185,300	216,900	256,600	276,100	311,700	359,100	406,900
16	187,300	218,100	257,600	277,500	313,600	361,100	409,100
17	189,600	219,500	258,200	278,800	315,300	363,100	411,100
18	191,700	221,000	259,100	280,200	316,900	365,100	413,300
19	193,800	222,500	260,100	281,400	318,600	367,200	415,500
20	195,900	224,000	261,000	282,700	320,300	369,300	417,600
21	198,000	225,200	261,900	284,300	321,700	371,000	419,500
22	200,200	226,900	262,900	285,900	323,200	373,100	421,400
23	202,400	228,600	263,800	287,400	324,700	375,200	423,200
24	204,600	230,400	264,800	288,800	326,200	377,200	425,100
25	206,600	231,700	266,000	290,100	327,600	379,200	426,800
26	207,900	233,400	267,100	291,900	329,000	380,800	428,400
27	209,100	235,100	268,300	293,700	330,500	382,700	430,100
28	210,400	236,800	269,500	295,400	332,100	384,600	431,700
29	211,600	238,400	270,700	296,700	333,200	386,400	433,000
30	212,700	239,800	272,300	298,300	334,700	388,100	434,300
31	214,000	241,100	273,900	299,900	336,100	390,000	435,900
32	215,200	242,200	275,300	301,600	337,600	391,800	437,400
33	216,500	243,400	276,900	303,000	339,200	393,500	439,200
34	217,800	244,500	278,400	304,500	340,700	395,200	440,800
35	219,100	245,400	279,700	306,100	342,300	397,100	442,200
36	220,400	246,500	281,000	307,700	343,800	398,800	443,600
37	221,600	247,400	282,600	309,000	345,500	400,400	444,700
38	223,000	248,500	284,000	310,400	347,100	402,100	446,000
39	224,300	249,400	285,500	311,800	348,600	403,900	447,300
40	225,700	250,500	286,900	313,500	350,200	405,700	448,700
41	226,600	251,000	288,200	315,000	351,400	407,200	449,700
42	228,000	251,900	289,700	316,400	352,900	408,700	450,400
43	229,400	252,800	291,200	317,800	354,400	410,200	451,200
44	230,900	253,700	292,800	319,300	355,900	411,500	451,800
45	232,100	254,500	294,100	320,100	357,500	412,600	452,700
46	233,500	255,500	295,500	321,500	358,500	413,700	453,400
47	234,800	256,400	297,000	322,900	360,000	414,800	454,200
48	236,100	257,400	298,500	324,400	361,300	416,000	455,000
49	237,100	258,400	299,600	325,500	362,700	417,300	455,700
50	238,200	259,500	300,900	326,900	364,100	418,400	456,400
51	239,200	260,700	302,100	328,200	365,400	419,600	457,100
52	240,300	261,900	303,500	329,500	366,800	420,700	457,900
53	241,200	263,000	304,900	330,900	368,300	421,900	458,700
54	242,300	264,500	306,200	332,300	369,500	422,900	459,500
55	243,300	265,900	307,600	333,700	370,600	424,000	460,200
56	244,300	267,300	309,000	335,000	371,800	425,100	460,900
57	245,000	268,800	309,800	335,900	372,900	426,200	461,700
58	246,000	270,400	311,000	337,200	373,800	426,700	
59	246,700	272,000	312,200	338,400	374,800	427,300	
60	247,700	273,500	313,700	339,700	375,800	427,700	

	61	248,600	274,900	314,800	340,800	376,400	428,300
	62	249,600	276,400	316,100	341,700	377,200	428,800
	63	250,400	277,900	317,400	342,900	378,000	429,200
	64	251,400	279,200	318,600	344,200	378,800	429,700
	65	252,300	280,600	319,900	345,300	379,500	430,300
	66	253,200	282,100	321,200	346,500	380,200	430,700
	67	254,300	283,600	322,500	347,700	381,000	431,000
	68	255,200	285,100	323,800	348,800	381,700	431,300
	69	256,000	286,200	324,500	349,800	382,300	431,700
	70	257,100	287,700	325,600	350,800	382,900	
	71	258,200	289,200	326,700	351,900	383,600	
	72	259,300	290,600	327,600	353,000	384,200	
	73	260,700	291,600	328,900	353,800	384,900	
	74	262,000	293,000	329,600	354,900	385,400	
	75	263,300	294,200	330,700	356,100	386,000	
	76	264,500	295,500	331,900	357,200	386,500	
	77	265,500	296,900	333,000	357,900	386,900	
	78	266,600	298,200	334,200	358,700	387,500	
	79	267,900	299,400	335,300	359,500	388,000	
	80	269,100	300,700	336,500	360,200	388,300	
	81	270,000	301,200	337,600	360,800	388,600	
	82	271,000	302,400	338,700	361,300	389,100	
	83	272,200	303,500	339,700	361,900	389,500	
	84	273,300	304,700	340,800	362,400	389,800	
再任 用職 員以 外の 職員	85	274,100	305,800	341,700	363,000	390,100	
	86	275,000	307,000	342,700	363,500	390,600	
	87	276,100	308,200	343,600	364,100	391,100	
	88	277,200	309,300	344,600	364,600	391,500	
	89	278,000	310,600	345,600	365,000	391,800	
	90	278,900	311,800	346,400	365,400	392,200	
	91	279,700	313,000	347,200	366,000	392,700	
	92	280,700	314,300	348,000	366,500	393,100	
	93	281,600	315,100	348,600	366,800	393,500	
	94	282,600	315,800	349,200	367,300		
	95	283,500	316,500	349,900	367,700		
	96	284,500	317,100	350,500	368,000		
	97	285,100	317,800	350,900	368,600		
	98	285,900	318,100	351,300	369,100		
	99	286,500	318,700	351,800	369,600		
	100	287,400	319,400	352,200	370,100		
	101	288,200	319,800	352,700	370,700		
	102	289,000	320,400	353,100	371,200		
	103	289,800	321,000	353,600	371,700		
	104	290,600	321,600	354,000	372,100		
	105	291,300	322,000	354,300	372,700		
	106	291,800	322,500	354,800	373,200		
	107	292,300	323,000	355,300	373,700		
	108	292,800	323,500	355,600	374,200		
	109	293,000	323,900	356,100	374,800		
	110	293,300	324,300	356,600	375,200		
	111	293,500	324,600	357,100	375,700		
	112	293,900	324,900	357,600	376,200		

113	294,200	325,300	358,100	376,800
114	294,400	325,700	358,600	
115	294,800	326,100	359,100	
116	295,100	326,400	359,500	
117	295,400	326,600	359,900	
118	295,700	326,900	360,300	
119	296,000	327,300	360,800	
120	296,400	327,500	361,300	
121	296,700	327,700	361,700	
122	297,100	328,000	362,200	
123	297,400	328,300	362,700	
124	297,800	328,600	363,200	
125	298,000	328,800	363,500	
126	298,200	329,100		
127	298,500	329,500		
128	298,900	329,700		
129	299,100	329,900		
130	299,400	330,100		
131	299,800	330,500		
132	300,200	330,700		
133	300,400	331,000		
134	300,700	331,400		
135	301,100	331,800		
136	301,400	332,200		
137	301,600	332,500		
138	301,900	332,900		
139	302,300	333,300		
140	302,600	333,700		
141	302,800	334,000		
142	303,200	334,400		
143	303,600	334,700		
144	303,900	335,100		
145	304,100	335,400		
146	304,300	335,800		
147	304,600	336,200		
148	305,000	336,600		
149	305,200	336,900		
150	305,400	337,300		
151	305,700	337,700		
152	306,000	338,100		
153	306,400	338,400		
154	306,600			
155	306,800			
156	307,100			
157	307,400			
158	307,700			
159	308,000			
160	308,300			
161	308,700			
162	309,000			
163	309,300			
164	309,600			

	165	310,000						
	166	310,300						
	167	310,600						
	168	310,900						
	169	311,300						
再任用職員		235,700	256,000	263,200	273,500	289,800	327,000	371,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第22条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第58号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年

条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に、「以下この条及び次条において「」を「以下「」に、「第5条第4項第5号の地方活力向上地域」を「第5条第4項第5号イの地方活力向上地域」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条の見出しを「(固定資産税の課税免除)」に改め、同条中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「増設したもの」の次に「(次条において「特別償却設備設置者」という。)(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)」を加え、「この条及び附則において「対象固定資産」を「対象固定資産」に改め、「課する固定資産税の税率」を削り、「年度(以下この条」を「年度(次条」に、「次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする」を「固定資産税を課さない」に改め、同条の表を削る。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「(課税免除又は不均一課税の申告)」に改め、同条中「前条」を「前2条」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(不均一課税による固定資産税の税率)

第3条 特別償却設備設置者(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、対象固定資産に対して課する固定資産税の税率は、金沢市税賦課徴収条例第44条の規定にかかわらず、初年度以後3か年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年 度 の 区 分	税 率
初年度	零
第2年度(初年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。)	100分の0.14
第3年度(第2年度の翌年度をいう。)	100分の0.28

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例第2条の規定の適用を受けた対象固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第59号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市学校設置条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表金沢市立菊川町小学校の項の次に次のように加える。

金沢市立犀桜小学校	金沢市菊川1丁目2番15号	
-----------	---------------	--

第2条 金沢市学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表金沢市立新堅町小学校の項、金沢市立菊川町小学校の項及び金沢市立東浅川小学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から教育委員会規則で定める日までの間は、改正後の別表金沢市立犀桜小学校の項中「金沢市菊川1丁目2番15号」とあるのは、「金沢市新堅町3丁目25番地」とする。

金沢市建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第60号

金沢市建築基準条例等の一部を改正する条例

(金沢市建築基準条例の一部改正)

第1条 金沢市建築基準条例(昭和36年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

(金沢市手数料条例の一部改正)

第2条 金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第81号の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

(金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成23年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「第43条第1項本文」を「第43条第1項」に改める。

(金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「第43条第1項本文」を「第43条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

◎金沢市条例第61号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

73	入江3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画入江3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

別表第2に次の1号を加える。

73 入江3丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
住宅地区 A	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (4) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設 (5) ホテル又は旅館 (6) 自動車教習所 (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (10) 葬儀場
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	高さの最高限度	18メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（道路境界線から1メートル以内に設ける場合に限る。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

		<p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
住宅地区 B	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 建築物に附属する自動車車庫で令第130条の5の5第1号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(11) 葬儀場</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、水路若しくは農道の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p>

		(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
--	--	---

別表第3に次のように加える。

17	入江3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画入江3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第62号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第1号イ中「9,021ヘクタール」を「9,003ヘクタール」に改め、同号ウ中「442,800人」を「444,200人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市長土塀交流館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第63号

金沢市長土塀交流館条例を廃止する条例

金沢市長土塀交流館条例（平成5年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年(2018年)12月26日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)12月26日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄